

被扶養者認定基準（同居し生計が同じ場合）

被扶養者認定一覧表

被扶養対象者	区 分	条件及び年収（１月～１２月）	認定の基準	源泉徴収	注 １）雇用保険
配偶者 子 供	結婚又は失業時	給与収入１３０万円未満	注２）雇用保険の受給有無で認定	○	○
		給与収入１３０万円以上	超えた時点で削除申請	○	
共働夫婦 の子供	本人が配偶者の 年収より多い場合	給与収入１０３万円未満	注２）雇用保険の受給有無で認定	○	○
		給与収入１３０万円以上	越えた時点で削除申請	○	
注６）両 親 （公的年金収入）	６０歳未満	収入が１３０万円未満	○		
	６０歳以上	収入が１８０万円未満	○		

注１）離職票１・２各（原本）又は雇用保険受給資格者証の裏表のコピー（支給終了の印字があること）

注２）失業保険を受けない場合は、離職票１・２各（原本）提出の事。失業保険受給の場合は、雇用保険受給資格者証の裏表のコピー（支給終了の印字がある事）を提出の事。

注３）上記の条件以外に被扶養者は被保険者の収入の１／２未満であること。

注４）別居の場合は、上記表の条件以外に次の条件を満たしている事。

- ① 両親の年収以上の仕送りが必要
- ② 仕送りが確認出来る書類が必要（銀行振込等３ヶ月以上継続）

注５）年金収入がわかる書類（収入には遺族年金も含まれます）の添付が必要です。

- ① 年金証書と直近の年金額改定通知書又は支給額変更通知書の写しを添付する事。
- ② 遺族年金を受給されている場合も支給金額がわかる書類の写しを添付する事。

<被扶養者認定について>

1. 配偶者と子供の場合

- ・ 給与年収130万円未満の対象者は、源泉徴収など収入のわかる書類を提出することによって認定します。

結婚・失業等により新たに扶養することになった場合、次の点に注意して下さい。

- ・ 失業保険を受給している間は認定できません。

失業保険を受給しないで収入が130万円未満の場合は、必要書類の提出によって認定する事ができます。

2. 配偶者の適否と決定に関し自動的に認定するのではなく

- 1) 配偶者の勤務先で加入していたり、国保に既に参加していないか。
- 2) 認定申請時点で収入が130万円を超えている場合は認定できません。
- 3) 年末に結果的に130万円を超えた時は、年始に遡って被扶養者削除の手続きになる場合があります。

3. 夫婦共働きの場合の被扶養者(子供等)認定基準

- ・ 年収が配偶者よりも多く、収入が130万円未満でなければ認定できません。

4. 親の扶養の場合

片親、両親、年齢、年収、同居、別居によって、認定基準に違いがありますので別表をご参照下さい。

60歳以上の場合、収入が180万円未満です。

5. 認定が認められない場合の対応

- ①国民健康保険に遡って加入することになります（保険料も遡って負担）
- ②失業等による場合は、前加入健保組合で、任意継続被保険者資格の取得（本人の喪失日から20日以内に手続きが必要）の方法もあります。

- ①②どちらかを選んで加入してください

◆扶養者の認定にかかる収入の範囲◆

給与収入・各種年金収入(厚生年金、国民年金、公務員等の共済年金、農業者年金、各種の恩給、遺族年金、障害年金など)
事業収入・不動産収入・健康保険の傷病手当金や出産手当金
雇用保険失業給付又は傷病手当・生計費、養育費等・その他継続性のある収入 等